



山交対 第 42 号
令和元年10月24日

各交通安全関係団体・関係機関の長 殿

山形県交通安全対策協議会

会長 山形県知事 吉村 美栄子

令和元年度飲酒運転撲滅・冬道の交通事故防止強化旬間について

交通安全対策の推進につきましては、日ごろ格別の御理解と御協力を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、標記運動を実施することとし、別添のとおり実施要綱を定めたので、各推進事項を積極的に推進いただき、これらの運動が県民に広く周知されますよう、特段の御協力をお願いいたします。

[担当]

山形県交通安全対策協議会事務局
山形県防災くらし安心部
消費生活・地域安全課
交通安全対策主査 峯田

Tel 023-630-2429

Fax 023-625-8186

Mail minetac@pref.yamagata.jp

令和元年度

飲酒運転撲滅・冬道の交通事故防止強化旬間 実施要綱

期間:12月11日(水)～12月20日(金)

交通安全「よく見て 確認 ゆとり行動」県民運動
～ ゆずり合い 笑顔とゆとりの 山形路 ～



(H30 年度飲酒運転撲滅ポスター)

運動の重点

- ・ 飲酒運転の撲滅
- ・ ブラックアイスや積雪路面でのスリップ事故防止
- ・ 夕方、夜間の横断歩行者事故の防止

交通事故防止のための具体的行動

〔運転者〕

- 飲酒運転を絶対に「しない、させない、許さない」意識の徹底
- 路面状況に応じた安全運転の徹底
- こまめな切り替えによるハイビームの積極活用

〔歩行者〕

- 道路横断時は、手や旗でしっかり意思表示し、横断開始時と横断中の2度確認を徹底
- 夕暮れ時からの外出は、目立つ明るい色の衣服と夜光反射材の着用



主唱 山形県交通安全対策協議会

第1 目 的

県民一人ひとりに冬道の安全運転と飲酒運転の危険性について周知し、交通安全意識の高揚を図るとともに、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づけることにより、交通事故防止の徹底を図る。

第2 各機関・団体の具体的推進事項

推 進 主 体	推 進 事 項
県・市町村 (県・地区・市町村 交対協を含む)	<ul style="list-style-type: none"> ○「夜ピカピカ大作戦」による反射材の普及及び着用促進 ○路面状況の把握と融雪剤の散布 ○早めのヘッドライト点灯とハイビームの積極的活用の呼びかけ徹底 ○道路を横断しようとする横断者がいた時は、しっかり停止し、安全に横断させるルール遵守の呼び掛けの徹底 ○後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底 ○職場、家庭、地域から飲酒運転者を出さない呼びかけの徹底 ○踏切直前での一時停止による安全確認の徹底 ○飲食店、酒販店を含む地域全体での飲酒運転撲滅運動の促進
警 察	<ul style="list-style-type: none"> ○飲酒運転取締りの強化 ○横断歩行者妨害取締りの強化と道路横断時における交通事故防止対策の推進 ○道路管理者と連携した道路情報の提供 ○夜光反射材の着用促進
山形運輸支局	<ul style="list-style-type: none"> ○「年末年始の輸送等に関する安全総点検」の指導並びに安全意識の高揚及び安全確保の周知徹底 ○積雪、凍結等の悪路、吹雪等の異常気象時における安全運行の指導
交通安全協会 安全運転管理者協会 指定自動車教習所協会 関係団体	<ul style="list-style-type: none"> ○指定自動車教習所開放による高齢者安全運転講習会等の開催 ○交通安全活動推進センターによる高齢者交通安全教育の推進 ○高齢者宅訪問時や大型スーパー等における夜光反射材の直接貼付活動の推進 ○広報車による街頭広報の推進 ○各種媒体を利用した広報活動の推進
トラック協会 バス協会 ハイヤー協会 ハイヤー・タクシー協会 自家用自動車協会 自動車販売店協会	<ul style="list-style-type: none"> ○「冬道の安全運転5則」を遵守した安全運転指導 ○過労運転等防止のための適正な運行管理の徹底 ○過積載防止運動の推進
交通安全母の会	<ul style="list-style-type: none"> ○冬道の安全運転や飲酒運転撲滅等を話題とする「交通安全家族会議」開催の推進
老人クラブ	<ul style="list-style-type: none"> ○夕暮れ・夜間における「明るい色の衣服」、「夜光反射材の着用」の推進 ○各会合等における冬道の危険性を踏まえた、安全な道路通行の呼び掛け
旅館ホテル、麺類飲食、 料理飲食、鮎商、社交飲 食各生活衛生同業組 合、小売酒販組合連合 会、酒造組合	<ul style="list-style-type: none"> ○飲酒運転をする、又は飲酒運転をする恐れのある者への酒類提供拒否の徹底 ○客等に対する飲酒運転の車への同乗が犯罪であることの広報啓発 ○客等に対する飲酒運転防止の提案（ハンドルキーパー、公共交通機関、タクシー、代行車利用、宿泊施設等利用）の促進

第3 街頭指導強化の日

12月11日(水)



冬道の安全運転5則

- ① スピードは、夏場より10キロ以上減速する。
- ② 車間距離は、路面乾燥時の2倍以上とする。
- ③ 急加速、急ブレーキ、急ハンドル等の急激な操作を避ける。
- ④ 視界不良時は、前方をよく見て早めに徐行する。
- ⑤ 危険がいっぱい。追越しはしない。